

## いわて高等教育コンソーシアム・国文学研究資料館合同講演会 「なぜアーカイブズは必要なのか―文書保存の意義と実態」に参加して

松 崎 裕 子

二〇一三年度の大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館主催アーカイブズ・カレッジ（史料管理学研修会）短期コースが同年十一月十一日（月）から同十六日（土）までの六日間、岩手県遠野市の遠野市立図書館を会場として開催された。

これに合わせて盛岡市内のホテルルイズを会場に、十一月十七日（日）午後一時より五時まで「アーカイブズ・カレッジ講演会 なぜアーカイブズは必要なのか―文書保存の意義と実態」が開かれた。本講演会は「いわて高等教育コンソーシアム」（構成校は岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学、放送大学岩手学習センター、一関工業高等専門学校（七校））と同資料館の三つの研究グループ（①基幹研究「民間アーカイブズの保存活用システム構築に関する基礎研究（代表者：大友一雄）」、②人間文化研究機構連携研究「大規模災害と人間文化研究」―大規模災害と資料保存・活用の研究―大震災後における文書資料の保全と活用に関する研究（研究代表者：西村慎太郎）」、③同・東日本大震災における被災紙資料の保存と活用に関するソリューション研究（研究代表者：青木睦）の共催によるものである。

### 第一部「アーカイブズの意義」

松岡資明氏（日本経済新聞記者）による「東日本大震災後、公文書管理は変わったか」では、新聞記者としてアーカイブズに関わるようになった経緯に続いて、東日本大震災直後の二〇一一年四月に施行された公文書管理法に関連した二〇一二年間の動向が示された。松岡氏は、震災関係会合の議事録・議事概要の未作成問題、明治以来の閣議・閣僚懇談会記録未作成問題、公文書管理委員会の機能不全、政府各省庁から国立公文書館への公文書の移管率が低水準にとどまっていること、公文書管理法には国の行政機関作成公文書のうち適用除外がある点（同法三条）に関わる。防衛庁の防衛機密などが該当）、大量公開請求による行政の阻害懸念による情報公開制限などを問題として列挙した。さらに民間資料保存機関の減少、そして公文書管理法を骨抜きにしかねない特定秘密保護法案の国会での論議など問題が山積していると訴えた。公文書管理法はできたが、かならずしも法の精神が実現されていない、むしろ現在の状況と法律は齟齬を来たしているという指摘が考えさせられた。

大石泰夫氏（盛岡大学教授）による「アーカイブズと民俗学―報告書『花輪祭り』の実例から」では、民俗学研究のなかで、アーカイブズの力を感じた事例として秋田県鹿角市花輪地区に伝わる「花輪ばやし」と「お休み堂の迎え太鼓」が紹介された。「花輪ばやし」の場合、ある時期を境に二つの祭りが一つに統合されるという変容が起こった。「お休み堂の迎え太鼓」という民俗行事は別のある時期に消滅している。これら二つの民俗行事の変容・消滅の時期を特定するにあたって、図書館に所蔵されていた『鹿角時報』（前

当日は最初に「いわて高等教育コンソーシアム」を代表して、徳田元・岩手大学学長より開会の辞が述べられた。コンソーシアムでは東日本大震災以降、文化財、公文書、図書資料等に関するレスキュー・調査研究活動を行ってきたということである。

続けて国文学研究資料館の三つの研究グループを代表して大友一雄教授より次のような挨拶があった。

国文学研究資料館が資料保存にかかわるようになったきっかけは、戦後の資料保存にかかわる国会請願により文部省史料館ができたところに始まります。資料保存のための「人づくり」のためにアーカイブズ・カレッジを長年主催してきました。震災後、「人づくり」に加えて、資料保存のための「仕組みづくり」も必要であると強く感じています。

以下講演会のプログラムに沿って順次内容を紹介する。なお、司会は藪敏裕氏（岩手大学教授）が務めた。

身は『花輪青年』『青年乃鹿角』と『広報はなわ』の二つの資料が非常に大きな手掛かりとなった。

大石氏によると、民俗学は歴史学との違いを出すため、口頭伝承をたいへん重視してきた。しかしこの事例のように、口頭伝承に文献からの情報を加えることによって、生き生きとした人々の生活の変化をより具体的に描きだすことができる。また、現代では核家族化によって家族間でも世代を超えた伝承が困難になっている。「地域社会も職業の多様化によって民俗の伝承母体としては弱体化している」という。大石氏は「民俗学においてもアーカイブズのようなものをきちんと把握する必要がある」と訴えた。

和菓子のお菓虎屋（東京都港区）のアーカイブズ「虎屋文庫」に長年勤務し、二〇一三年十月に同文庫顧問に就任した青木直己氏は「ビジネスアーカイブズと地域社会」というテーマで講演した。公文書のみならず、民間企業が作成した記録資料も地域社会の歴史を知る上でなくてはならないという点を、いくつかの事例を交えて語った。青木氏によると、企業（ビジネス）アーカイブズとは、第一義的には記録を作成した企業自身のために存在する経営資源である。そのため「非公開性」という特性を持つ。かつては社史を作成するために記録を保存する、という意識が強かったが、近年は広報などさまざまな社業に活用されるようになってきている。虎屋は四八〇年の歴史を持ち、アーカイブズを広報・宣伝に活用したりしているという。

虎屋では一九四五年五月の東京空襲時に先輩たちが会社の重要記録を本社から持ち出して弁慶堀に沈めて避難させたように、アーカイブズを非常に大切に保存してきた。これは社史「虎屋の五世紀

通史編』に記されている。このほか一九七一年一月の社内報『まこと』第六号では当時の社長黒川光朝氏が「資料の整理、分類は無事故への指針である」と述べている。ちなみに、虎屋文庫が昭和四八年（一九七三）に設立されたのもこの光朝社長によるものであった。現在の虎屋文庫には七名のスタッフが在籍している。かつては最大九名のスタッフが資料の保存や活用にあたっていた。社員総数が九六〇名であることを考えると、アーカイブズ部門に比較的多くのスタッフが配置されていると言え、虎屋がアーカイブズを重要視していることがよくわかる。

さて、青木氏の報告の主題は地域の近代化と鉄道・電力会社の関係である。大きな企業の場合は地域への影響も大きい。東北の電力会社に関しては『東北地方電気事業史』が参考になる。岩手県では大正四年（一九一五）岩手軽便鉄道が全通したほか、同年花巻電鉄も開業している（前身は大正元年に開業）。関東の例であるが、京王電気軌道株式会社の例を見ると、明治四三年（一九一〇）設立の同社は、大正二年（一九一三）府中火力発電所を竣工、同年電気鉄道も開業した。これに伴い、世田谷以西はそれまで電気がなかったのが、新たに沿線住民へ電灯が供給されることになった。民間企業の事業は地域の近代化に大きな影響を与えている。これらの事実は『京王帝都電鉄三〇年史』に記されている。

このように社史は地域社会を知るツールとしても利用することができる。ビジネスアーカイブズは一般には非公開であるけれども、社史が企業と地域社会の関係を探索するための代替物としての役割を果たすことができる。ただし社史による企業の記録の公開には限界があるのも事実で、今後は企業資料の寄託機関（イギリ

ということになってしまっている。

③情報公開請求した「引揚」「援護」「移民」関係文書は作成原課が異なるので、請求者に対してバラバラに連絡が来る。

④個人情報チェックで時間を要する。

⑤専門的知識を持つ職員がいらない。公文書の中身を把握していない職員が対応するため、効率的でない。

さらに、国の個人情報保護法と地方自治体の個人情報保護条例には違いがあることも問題点として上げられた。個人情報保護法は生きている人だけが対象であるが、条例は死没者まで対象としている。また条例には適用除外がない。法律では第五〇条で適用除外を定めているが、地方の場合は何百年たつても「個人情報」のままということになってしまっている。地域の歴史は個人の歴史の積み重ねであり、個人の活動や生活を隠すことは地域の歴史を抹殺してしまうのに等しい、と加藤氏は語っている。

このように見てくると、岩手県の公文書管理の状況は市民にとって利用しやすいものではなく、行政にとつても無駄な労力と時間を費やす大変非効率なものであるということがわかる。

一方佐賀県では、情報公開請求によって戦後引揚援護関係の公文書を請求してみた。当初は、「見当たらない」「記憶にない」という対応であった。その後「探したら出てきた」に変わった。なぜか？そもそもファイル名からでは中身がわからないからだ。公文書に関する専門知識を持った職員がいらない。県の職員は長くても三年で異動するため、三年前の文書すらわからないということになっている。「今を起点に過去を見る職員の不在」である、という加藤氏の指摘であった。

ス・グラスゴーに先例あり)のような仕組み作りに取り組み、企業記録の公開を進めていくことも大切である、と締めくくった。

加藤聖文氏(国文学研究資料館助教)は「公文書管理法を活かして記録を残す」と題して情報公開請求の実例(岩手県と佐賀県)を挙げて、地方自治体における現在の公文書管理体制の不合理な側面を明らかにし、今後とるべき方向性を提示した。

岩手県の場合、永年保存文書目録は原則としてウェブ公開している。ただ、一部の永年保存文書は目録に載せていない。一方で有限文書目録はウェブには掲載していない。有期限文書は情報公開請求によって閲覧することになる。閲覧申請には県の総務部法務学事課が対応する。今回は「引揚」「援護」関係の文書を閲覧しようとしたが、目録にはなかった。目録にある「移民」も申請してみた。県からは「援護関係については文書がない」という連絡があった。しかし「一九七二年に発行された『援護の記録』はある」という。もちろん加藤氏はその冊子についてはすでに知っているのですが、この冊子の元になった記録を閲覧したいと伝えた。しかし、県側は「移民」関係の文書は個人情報だから見せられない、と閲覧を拒んだ。

加藤氏が指摘した問題点は下記のとおりである。

①公開している永年保存文書目録に掲載されている文書も、即日では閲覧できない。事前申し込みをしないと行けない。また県側は、文書の内容をあらかじめチェックしていないため、申請があつてから閲覧を認めるかどうか個別に審査する作業を行っている。

②永年保存文書が歴史的公文書になっていないため、いつまでも現用文書として扱われ、情報公開請求の対象となっていない。非常におかしなことであるが、南部藩から引き継いだ近世文書も現用文書

さらに、「公文書に関するイメージのズレ」があるのではないかと加藤氏の指摘にも注目したい。職員は自分たちが作成した文書(起案して最終的に決裁を受けたもの)が管理対象であり、他から取得した文書や調査報告書の類は、自分たちが管理すべき公文書ではなく、それらを作成した原課の公文書である、という意識が強い。取得文書や調査報告書には保存年限が付与されていない傾向があり、こうなることも残すこともできない、という極めて困った状況に職員は置かれることになる。言葉を変えて言うと、文書を評価選別する職員が不在である、ということである。公文書館があつても、内容を把握していない文書は、何が書かれているかわからないため、責任を持って移管できないという。

情報公開法があるからいいの、か、という問いに対して加藤氏は「何十年前の文書まで作成原課が責任を持って対応しなければならぬ。はたしてこれは可能か。自分たちが関わったこともない文書は原課から切り離れたほうが現実的である」と語った。

以上をまとめて加藤氏は「作成から三十年経過した文書は公文書館、または公文書館の機能を持つ組織へ移管したほうがよい」と結論付けた。これによって次のようなメリットがあるという。

・原課の書庫から中身が判然としない文書を除去できる。

・原課は何十年前の内容もわからない文書に対する情報公開請求に対応しにくい。済む。

・専門的知識を持つ職員が移管された文書に対応すれば、事務効率が上がる。

・文書を閲覧したい市民は、長期間待たされたり、無駄なやり取りに対応するストレスから解放される。

第一部ではとくに加藤氏の公文書閲覧請求体験に基づく講演が興味深いものであったため、かなり詳しくこの場を借りて紹介した。今のままの公文書管理体制では市民にも職員にも負担が大きいことがよく理解できた。専門職を置くことが行政の効率化・改善に大きく寄与するであろうことが明快に示された講演であった。

## 第二部 「地域社会におけるアーカイブズ」

事前のプログラムでは、平田輝明氏（元栃木県小山市文書館長）が「地域文書館の設立を振り返って―アーカイブズ未設置地域の博物館の役割」のタイトルで講演予定であった。しかし、同氏は当日体調不良で欠席のため、代わって青木睦氏（国文学研究資料館准教授）から、一九七六年の小山市史編纂事業開始をきっかけとする小山市文書館設置運動ならびにその実現（二〇〇七年四月開館）までの経緯と、博物館、図書館、文書保存庫をつなぐ文書館検索システムの構築に関する概要説明があった。

小笠原晋氏（遠野文化研究センター調査研究課長）は「遠野市行政文書館の設置目的と岩手県内自治体における文書管理の現状」として、東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸部に対する後方支援体制整備、「献本活動」・「文化財レスキュー」（大槌町の図書館書籍と郷土資料受入れ整備）・「情報発信」の三本の柱を紹介した。また地震による被害が総額三二億円に上った遠野市における、行政文書館（法令に基づくものではない）を中心とした公文書管理システム整備の進捗状況に関する報告があった。

第二部最後の発表者は青木睦氏（国文学研究資料館准教授）。「被災文書の保存活用と市町村における文書中間保管庫の設計」と題している。今回の講演会はアーカイブズを支える「人づくり」に加えて、「仕組みづくり」の大切さを強調したプログラムであった。岩手県には県の公文書館は未設置、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の会員機関も存在しないとのことである。この講演会

で、釜石市で取り組んでいる被災文書の保存活用のための文書中間保管庫に関わる研究発表を行った。現地から持ち出せない行政文書の活用のためには、収蔵庫（中間庫）の整備を図る必要がある。青木氏のグループの研究では、中量キャスタラックとカゴ台車を利用して、被災行政文書の活用に適切な物理的環境を探っているという報告であった。

以上続き講演者によるディスカッションが行われた。その中で、会場に参加していた栃木県芳賀町総合情報館の富田健司氏が、図書館・博物館・アーカイブズ機能を兼ね備えた同館立ち上げの経緯と運営状況を報告したほか、企業アーカイブズは地域への還元とともに企業自体にも還元されるべきという意見も出された。ディスカッションの中で指摘された「アーカイブズを調べたらきちんとした歴史がわかったという公文書管理システムを作っていかないといい。廃棄した文書の中に歴史的真実があってはならない」との意見はとりわけ印象的であった。

全体のプログラムの締めとして、西崎滋盛岡大学副学長より閉会の挨拶があった。同大学図書館長、情報メディアセンター長の経験もある西崎氏は、今後の課題として、デジタルデータ保存の必要性にも言及した。これをもって、講演会の全プログラムが終了した。国文学研究資料館によるアーカイブズ・カレッジは受講対象者を狭く限定せず、資料整理の現場で奮闘する関係者や、志を持つ人々を広く受け入れ、短期コースは毎年東京を離れて地方で開催している。同カレッジは、各地でアーカイブズ学の理論と実践に関する知識を普及し、アーカイブズに関わる人々を力づけ、関係者・関係機関のネットワークの拡大に大きな助けとなると筆者は考えて

を機に、岩手地域でのアーカイブズへの取り組みが少しでも進展することを期待したい。